

男女共同参画推進センター運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 多くの市民が男女共同参画を理解し、自主的な活動を展開する拠点施設として、また市民と行政の接点としての、男女共同参画推進センターの運営のあり方について、経済・社会構造の変化や市民ニーズをふまえた、幅広い意見を得るため、男女共同参画推進センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(委嘱)

第2条 運営委員会の委員は市長が委嘱する。

(所掌事務)

第3条 運営委員会は、運営委員10人以内と男女共同参画課職員で、男女共同参画推進センターの運営にかかわる事項を協議する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

(庶務)

第5条 運営委員会の事務は、市民生活部男女共同参画課が担当する。

(その他)

第6条 その他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。